

保護者様

新潟県立五泉高等学校長

出席停止について

お子さんは、他の児童・生徒に感染するおそれのある病気にかかりましたので、学校保健安全法第19条の規定により出席を停止します。医師の登校許可があるまでは学校を休ませてください。

なお、登校する際には、下記の証明書を学校へ提出してください。

◆ 学校で出席を停止する主な病気は、次のとおりです。

	学校感染症	出席停止のめやす
第一種	感染症名	治癒するまで
第二種	1 インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	2 百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	3 麻疹	熱が下がって3日を経過するまで
	4 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	5 風疹	発疹が消えるまで
	6 水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで
	7 咽頭結膜熱	主な症状がなくなって2日を経過するまで
	8 結核	症状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで
	9 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	10 流行性角結膜炎 11 その他の感染症 ・ 感染性胃腸炎 ・ 溶連菌感染症 ・	症状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで

主治医様

ご多用中恐縮ですが、下記の証明書にご記入の上、保護者又は生徒にお渡しくださるようお願いいたします。

登校許可証明書

年 組 氏名

診断名 []	
◎ 上記の疾病について感染症予防上支障がないので、登校しても差し支えありません。	
初診日	平成 年 月 日
登校しても良いと認められる日	平成 年 月 日
平成 年 月 日	医療機関名

＜参考＞ 学校において予防すべき感染症の分類

	出席停止の期間の基準	感 染 症 名
第 1 種	治癒するまで	<ul style="list-style-type: none"> ○ エボラ出血熱 ○ 痘そう ○ ペスト ○ ラッサ熱 ○ ジフテリア ○ 鳥インフルエンザ（H5N1） ○ 新型インフルエンザ ○ クリミア・コンゴ出血熱 ○ 南米出血熱 ○ マールブルグ病 ○ 急性灰白髄炎（ポリオ） ○ 重症急性呼吸器症候群（SARS）
第 2 種	表面参照	<ul style="list-style-type: none"> ○ インフルエンザ（H5N1を除く） ○ 麻疹（はしか） ○ 風疹（三日ばしか） ○ 咽頭結膜熱（プール熱） ○ 百日咳 ○ 流行性耳下腺炎（おたふく風邪） ○ 水痘（みずぼうそう） ○ 結核
第 3 種	症状に応じて医師が感染の恐れがないと判断するまで	<ul style="list-style-type: none"> ○ コレラ ○ 腸管出血性大腸菌感染症（O157） ○ パラチフス ○ 急性出血性結膜炎（アポロ病） ○ その他の感染症 <ul style="list-style-type: none"> ・ 溶連菌感染症 ・ 手足口病 ・ ウイルス性肝炎 ・ ヘルパンギーナ ・ マイコプラズマ肺炎 ・ 流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎） ○ 細菌性赤痢 ○ 腸チフス ○ 流行性角結膜炎（はやり目） <p style="text-align: right;">等</p>

※ 学校保健安全法施行規則第18条、第19条より

※ 「出席停止について」の文書を印刷し、主治医から登校許可証明書を記入してもらってから、登校してください。